

平成 29 年度税制改正（個人所得関連 その①）

平成 29 年度の税制改正のうち、個人所得関連では主要な項目として①配偶者控除等、②NISA 関連、③住宅の特定増改築の借入控除の改正が行われました。今回は①配偶者控除等に関して解説します。

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（平成 30 年から適用）

現在の制度では、配偶者の給与（パート・アルバイト）等の収入が 103 万円以下であれば納税者本人（一般に世帯主）の所得に係り無く一律に 38 万円の「配偶者控除」ができ、収入が 103 万円超～141 万円以下であれば所得金額に応じて「配偶者特別控除」が適用できます。この制度の影響もあり、一般的に「配偶者控除」の恩恵を受けられるように、配偶者が給与収入の調整（労働時間の調整）を行っています。しかし、働き手の減少が顕著になってきている状況に対応するため、労働調整を行わなくても済むような配偶者控除・特別控除制度の改正が行われました。改正後の制度では、大多数の世帯には減税となる一方で、収入の多い世帯に対しては適用が制限されるため増税となります。

1) 従来との変更点

- (配偶者控除)
 - ・納税者本人（一般に世帯主）の所得制限が設けられた（従来は制限無し）。
 - ・納税者本人の所得区分によって、所得控除の金額が定められた（従来は一律）。
- (配偶者特別控除)
 - ・配偶者の上限所得 123 万円（収入金額 201 万円）に拡大した。（従来は所得金額 76 万円（収入金額 141 万円））
 - ・納税者本人の収入（所得）に応じて、控除額に制限が設けられた。（従来は納税者本人の所得 1000 万円（収入金額 1220 万円）超の制限のみ）。

2) 配偶者控除等の対象範囲の拡大イメージ図

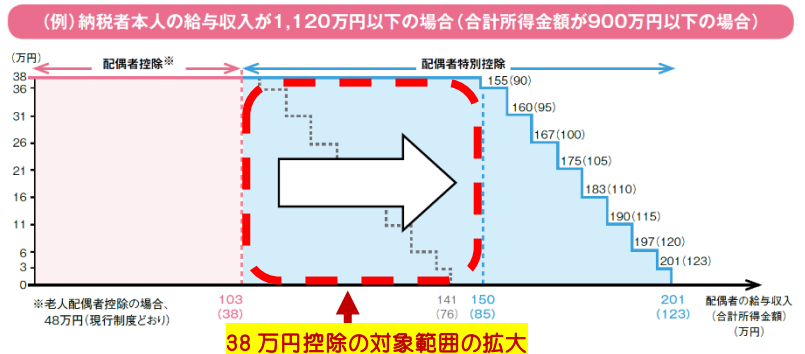
- ・配偶者特別控除の 38 万円控除できる対象者が拡大しています。

3) 配偶者控除等の対象者の制限のイメージ図

- ・納税者本人（一般に世帯主）の所得に応じて、配偶者控除、配偶者特別控除の適用が制限されます。

4) 留意点

- ・制度の適用は平成 30 年分から。
- ・納税者本人の所得金額により配偶者控除・特別控除が 4 つの区分で適用（控除額 0 の区分あり）。
- ・「扶養控除申告書」・「保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書」の様式が平成 30 年分（今年の年末調整時）から変更になります。
- ・給与所得控除・基礎控除の改正は無く、従来通り、配偶者本人の給与が 103 万円を超すと所得・住民税が発生します。



配偶者の給与収入（合計所得金額） (単位: 万円)

納税者本人の給与収入（合計所得金額）	配偶者控除※	配偶者特別控除									
	～103 (～38)	～150 (～85)	～155 (～90)	～160 (～95)	～167 (～100)	～175 (～105)	～183 (～110)	～190 (～115)	～197 (～120)	～201 (～123)	201～ (123～)
～1,120 (～900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	-
～1,170 (～950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	-
～1,220 (～1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	-
1,220～ (1,000～)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が、①～1,120万円（～900万円）の場合、控除額48万円、②1,120～1,170万円（900～950万円）の場合、控除額32万円、③1,170万円～1,220万円（950～1,000万円）の場合、控除額16万円、④1,220万円超（1,000万円超）の場合、適用なし。

納税者本人の収入（所得）制限（4 区分） (※国税庁公表資料より抜粋)

9 月 12 日（火）に「平成 29 年度税制改正セミナー」を開催致します。詳細情報・申込みにつきましては、同封のご案内をご覧ください。皆様のご参加をお待ちしております。

@ 8 月の予定

- 8 / 1 0 ・ 7 月分源泉所得税
 - ・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 8 / 3 1 ・ 6 月決算法人の確定申告
 - ・ 9, 12, 3 月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

